



国保医療だより 医療介護課 国保医療係
 医療機関の適正受診にご協力ください
 ☎43・6813

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医療現場における医師やスタッフの負担軽減につながります。病院等を利用するときは、次の点に注意して上手に受診しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日・夜間診療は割増料金となり、自己負担も大きくなります。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

- 休日や夜間に、お子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急医療電話相談を利用してみましょう。小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスを受けられます。

- 日常的な病気の治療や、日頃の医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」は控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。

小児救急医療電話相談

【電話番号】 #8000
 〈ダイヤル回線・IP電話の人は、
 078・731・8899〉
 あらかじめ、携帯電話の電話帳に番号を登録しておきましょう。

【相談時間】
 平日・土曜日：18時～24時
 日曜・祝日及び年末年始：9時～24時

- 薬の飲み合わせによっては、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用してみましょう。

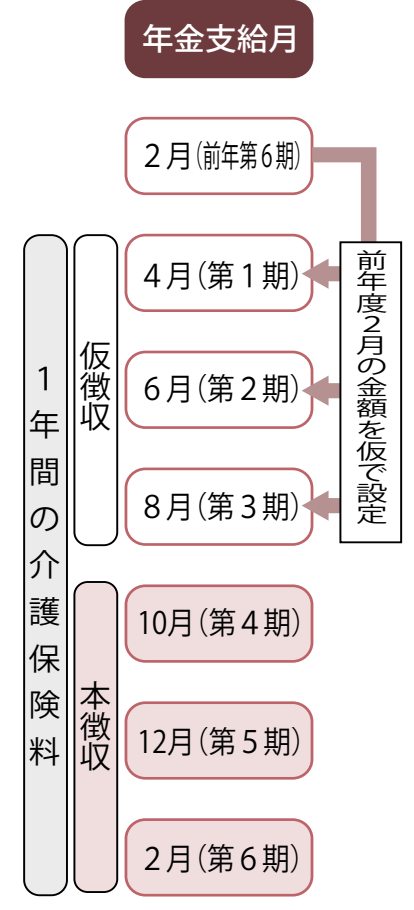


介護保険相談室 制度全般に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎43・6947
 介護保険料に関すること 税務課 市民税係 ☎43・68003
10月から本徴収がはじまります

介護保険料を年金から天引き(特別徴収)されている方は、4月を第1期として2月までの6回で1年間の保険料を納めていただいています。始めの3回(4月、6月、8月)は仮徴収、後の3回(10月、12月、2月)は本徴収といえます。

1年間の介護保険料は、本人や世帯員の住民税課税状況、本人の前年所得に応じて決定されますが、その年の介護保険料が決まるのが前年中の所得が確定する6月頃ですので、仮徴収に当たる期間は前年度の2月に徴収した金額と同程度の額を納めていただくことになっていきます。

本徴収では、決定された1年間の介護保険料から仮徴収で納めていただいた金額を差し引いた残りの金額を10

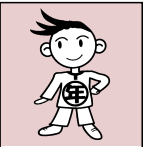


月、12月、2月の3回で納めていただくこととなります。

10月以降の年金から天引きされる介護保険料の額は、7月以降にお送りしている介護保険料決定(変更)通知書の特別徴収の欄に記載されていますので、ご確認ください。

○本徴収について
 ・本徴収の額は、年額保険料との調整などが生じることから、仮徴収期間に納めていた額と大きく異なることがあります。

・仮徴収期間までは、普通徴収(納付書による納付)で納めていても、10月から特別徴収(年金から天引き)になることがあります。



国民年金 市民課 年金担当 ☎43・6820
老齢基礎年金の金額を増やすには…ご存知ですか？

相談Q 私は現在、国民年金の第3号被保険者で、もうすぐ60歳になる女性です。結婚以来専業主婦でした。国民年金には、27年加入しましたので、年金を受け取れることはできませんが、満額にはなりません。60歳以後、年金を増やすことはできますか？夫は、定年後も5年ほど厚生年金に加入して働く予定です。

A 国民年金の第3号被保険者として国民年金に加入できるのは60歳未満であることが条件です。夫が今後も厚生年金に加入を続けても、妻は60歳以降は第3号被保険者になることができません。また、第1号被保険者も20歳以上60歳未満となつていきますので、60歳以降は第1号被保険者にもなることはできません。

そこで、市役所の国民年金の窓口で申し出て60歳から65歳までの間、任意加入をし、保険料を納付すれば老齢基礎年金を増やすことができます。合わせて月額400円の付加保険料を納めると付加年金が加算されます。

老齢基礎年金の計算式
 77万2,800円(H26年4月時点の満額の年金額)
 ×保険料納付済月数(年数)/480月(40年)

■1年間の保険料納付では、
 77万2,800円÷40年=19,320円(年額)、つまり「国民年金の保険料を1年間納付すれば、年額で約2万円の老齢基礎年金が作れる」ことになります。

■月額15,250円の保険料に加えて400円/月の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

例)付加保険料を5年間納付した場合
 支払った保険料→400円×60月=24,000円
 付加年金額→200円×60月=12,000円
 *老齢基礎年金に上乗せして支給されます
 付加年金は2年以上受取ると、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます。

姫路年金事務所出張年金相談
 ◆日 程 12月25日(木)、2月12日(木)
 ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
 ◆場 所 市役所2階 204会議室
 ◆申 込 先 市民課 年金担当 ☎43・6820

社会保険労務士による市年金相談
 ◆日 程 11月20日(木)、1月15日(木)、3月19日(木)
 ◆時 間 午後1時30分～4時
 ◆場 所 市役所2階 201会議室

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金の申請はお済ですか？

平成26年4月からの消費税率が引き上げられたことによる負担緩和を目的とした2つの給付金について、現在申請受付を行っています。これらの給付金を受け取るためには、申請が必要です。

市では、左記の申請期限まで申請を受け付けています。対象となる方でまだ申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

●申請期限
 ▽子育て世帯臨時特例給付金 12月2日(火)まで
 ▽臨時福祉給付金 平成27年1月5日(月)まで

●申請窓口及び問い合わせ先
 子育て世帯臨時特例給付金 子育て健康課 ☎43・6808
 臨時福祉給付金 社会福祉課臨時福祉給付金担当 ☎43・6986

※それぞれの給付金の概要については、広報あこや6月号及び赤穂市のホームページに掲載しています。